

上ノ国町農業補助金のお知らせ

上ノ国町では、農作物の品質向上と生産量の増加を図り、農業者の所得向上を目指すため、予算の範囲内で次の補助を行っています。

土づくり推進事業

○助成対象者・要件

町内に在住し、販売目的の農産物を生産するほ場において、土壌改良資材を施用する農業者

○支援内容

- ・有機物の施用による土づくりを推進するため、堆肥の購入費に対し助成
堆肥購入費×1/2 以内
- ・土壌酸度の矯正及びけい酸の補給の目的とする石灰窒素、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料及び鉍さいけい酸質肥料等の購入費に対し助成
土壌改良資材購入費×1/5 以内（5万円以上に限る）

農業後継者等支援事業

○助成対象者・要件

次のいずれかに該当し、町内に定住して農業により生計を営むもの。

- ①50歳以下及び50歳以上で就農開始から5年以内の新規学卒就農者、Uターン就農者及び新規参入者
- ②女性農業者
- ③その他

○支援内容

就農研修及び調査研修に要した費用に対し次の支援を行う。

- ・調査研修費（国内旅行3泊4日以内）
農作物の栽培技術及び流通調査等に係る経費・日当に対し、上ノ国町職員等の旅費支給に関する条例により算出した額の1/2以内
- ・調査研修費（新函館農業協同組合が実施する海外研修）
所要額に対し、1/4以内

ほ場改良事業

○助成対象者・要件

町内在住の販売農家

○支援内容

明暗渠、客土及び除れき等施工費に対し助成

- ・明暗渠、客土及び除れき等施工費×1/2 以内（10a 当たり 8 万円限度）
- ・農地造成（開墾）施工費×1/2 以内（10a 当たり 15 万円限度）
- ・公益財団法人北海道農業公社が行う石れき粉碎に係る農業機械の運送費×10/10 以内

サヤエンドウ連作障害対策事業

○助成対象者・要件

町内に在住し、生業としてサヤエンドウの生産を行う農業者

○支援内容

連作障害の軽減を図るため、土壌消毒剤であるクロルピクリン剤の購入費に対し助成
クロルピクリン剤購入費×1/2 以内

施設栽培作付拡大促進事業

○助成対象者・要件

町内に住所を有している農業者

○支援内容

①パイプハウス（付属設備等を含む。）の新築又は増築に係る購入費

補助対象経費×2/3 以内

（上限額は1棟につき250万円かつ、1事業者当たり1,000万円）

②新規作物の導入に係る土壌検査費用

補助対象経費×1/2 以内

（ただし、検査結果が基準を満たさず、なお同一の検査を行う場合、基準を満たすまでに要した検査費用（最終分を除く。）については10/10以内）

農業経営維持強化支援事業

○助成対象者・要件

- ・町内に住所を有している農業者
- ・年度（4月から翌年3月）につき、稲作、畑作、野菜、畜産、果樹の分野ごとに1件限度

○支援内容

①意欲的な取組に必要な農業用機械等の導入経費等

補助対象経費×1/2以内（上限額は1基（棟）につき250万円）

②経営の持続化に必要な農業用機械等の導入経費

補助対象経費×1/2以内（上限額は1基（棟）につき100万円）

新規導入作物種子・種苗代助成事業

○助成対象者・要件

- ・町内に住所を有し、補助対象経費に掲げる種子、種苗を購入し栽培及び販売を行う農業者

○支援内容

補助対象経費（申請者が申請年度以前に栽培したことのない高収益作物の種子・種苗の購入経費）×1/2以内（上限額は20万円とし、1,000円未満の端数は切り捨て）

※同一作物について、3年間継続して申請可能。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：上ノ国町役場農林課

電話 0139-56-8371